

港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

本案は、区における個人番号を利用することができる事務を追加するものです。

【条例改正の背景】

国は、医療DX推進のため、マイナンバーカードを活用した情報連携を実現するためのシステムとして「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub）」（以下「PMH」という。）を構築し、全国の自治体にPMHへの接続を促しています。

都では、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により、大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例に基づく事務（以下「助成事務」という。）の一部を特別区に移譲しています。都は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（以下「都条例」という。）の改正を行い、個人番号を利用することができる事務として助成事務を追加した上で、PMHへの接続による情報連携を開始する予定です。

区においても、都から移譲されている助成事務について、個人番号の利用及び情報連携を可能とするため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

区における個人番号を利用することができる事務に、都条例に定める大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例に関する事務^{*}を追加します。

※医療費助成の申請の受理、疾病の認定、医療券の交付等の事務

【施行期日】

令和9年4月1日